環境省地球環境局地球温暖化対策課御中

件名 権利利益保護に関する審査請求基準案への意見

住所 京都市中京区高倉通四条上る 高倉ビル 305

氏名 特定非営利活動法人 気候ネットワーク

代表 浅岡美恵

電話番号 075-254-1011 ファックス番号 075-254-1012

1. 「基本的な考え方」について

(1) その基本的な考え方

本制度は2004年度の京都議定書目標達成計画の評価見直しのプロセスで導入されることになったもので、相当規模の大口温室効果ガス排出事業者の事業所ごとガスごとに、その排出状況を適切な同一基準によって算定し、これを事業所轄大臣に報告し(第21条の2)、事業所轄大臣はこれを環境大臣及び経済産業大臣に通知し(第21条の4)、公表する(第21条の5)というものである。事業所ごとガスごとの排出量の算定・報告・公表制度は、同じ基準で一覧性をもって相当規模の排出量を有する事業所からの排出情報を社会的に共有することによって、大口排出事業者の自主的排出削減を促すとともに、必要な温暖化政策の見直し・改定を国民的議論のもとに行う情報基盤整備を目的とするものである。

ここに、事業所轄大臣が環境大臣及び経済産業大臣に通知するについて、事業者の「権利利益の保護にかかる請求」として、ガスごとにではなく事業所ごとにこれを合計した量(さらに特別な事情がある場合には、事業者単位で合計した量)によることを請求することができるとしており(第 21 条の 3)、本件は、事業所轄大臣においてその請求を認めるか否か(第 21 条の 3 第 3 ,4 項)についての基準にかかるものである。いうまでもなく、本基準の設定、運用において、前記の本制度導入の趣旨を損なうことがあってはならない。

本制度と類似する国の法制度として行政機関が保有する情報を原則公開とする情報公開法が2001年から施行されている。本法第21条の3にいう「当該特定排出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益(以下権利利益という)が害されるおそれ」との文言も、情報公開法第5条2項イによる法人等の情報の原則的非開示事由(情報公開法ではさらにイの本文ただし書きでこれの除外事由を掲げている)の文言と同一である。本件事業所轄大臣への報告情報も当然ながら情報公開法の適用を受けるのであるから、事業所轄大臣の本条項の運用も情報公開開示と同一の考え方で行われるべ

きであることはいうまでもない。

最大の排出量をしめる温室効果ガスである CO2 に関連して、省エネ法に基づく燃料・電力の経済産業大臣に対する種類別使用量の定期報告情報について、現在、情報公開法についての訴訟が名古屋高裁、大阪高裁、東京地裁に係属している。既に、名古屋地裁(2006年10月5日)及び大阪地裁(2007年1月30日)は、非開示とすることを要請し、これを受けて経済産業大臣が非開示処分とした高炉による製鉄所、苛性ソーダ等の製造事業者等について、上記定期報告情報が開示されることによる「上記権利利益が害されるおそれはない」として非開示処分を取り消し、開示を命じたものである。これらの訴訟において開示請求にかかる情報は、省エネ法に基づく燃料等の使用量の情報であるが、本件ではこれらの事業所ごとの燃料等の使用量をそれぞれの排出係数によって CO2 量に換算した数量の算定、報告の制度であって、本法第21条の3第1項及び同第3項の該当性はさらに考えられない。本件においては、このことに留意して判断基準の策定、運用がなされなければならない。

残念ながら、これまでのところ経済産業省は上記判決に服さず、控訴してこれを争っている。本法の運用においても上記判決に従った運用がなされないのであれば、本制度はその意義を大きく減殺されることになる。経済産業省の温暖化対策に対する基本的考え方そのものが問われることになるであろう。

(2) 以上によれば、事業所轄大臣は、「温室効果ガス算定排出量の情報を公にすることの利益(公益)と公にしないことの(当該事業者の)利益とを適切に比較衡量する」とするのは適切ではなく、原則的に公表が義務づけられる性質のものであり、「第 21 条の3 第 3 項の請求を認める場合は、法的保護に値する程度をもって正当な権利利益を害される蓋然性がある場合に限られる」(前記名古屋地裁、大阪地裁判決)ことを明記すべきである。

2.「具体的な判断」について

(1)「権利利益(権利、競争上の地位その他正当な利益)」について これらは、そもそも、「法的保護に値する」ものであることが前提である (名古屋地裁 判決 25 頁)。

第21条の3第2項の事業者の請求において付すべき請求の理由において、具体的に 法的保護に値するものであることの記載が必要であり、同条第3項により事業所轄大 臣がこれを認める場合も、具体的にその理由を付してなすべきである。

(2)「公にされることにより、権利利益が害されるおそれ」について 上記のとおり、本件情報の一般的性質から基本的に本法 21 条の 3 第 2 項及び第 3 項 への該当性は考えられないところであるが、個別的事情を勘案するとしても、「主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該事業者の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であり、上記おそれが存在するといえるためには、単に事業者の利益が侵害され得るという抽象的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値する程度の蓋然性をもって利益侵害が生じ得ると認められることが必要である(大阪地裁判決 24 頁)。

上記訴訟において、経済産業省は情報開示請求に対して、報告事業者の申出によって開示・非開示の判断及び非開示部分を特定してきたことが明らかになっている。本件審査基準は事業所轄大臣において運用されるものであり、これと同様の考え方を容認するような基準であってはならない。

ここに「権利利益が害されるおそれがないものと判断される」場合として例示する ものは、主観的な基準に過ぎず、事業者自身が既に公表している場合であって当然で ある。判断基準というに値しないというべきである。

他方、「他の通常一般に入手可能な情報と容易に照合することによって、<mark>権利利益が</mark>書されるおそれがあるとして秘匿すべき情報(以下、「秘匿すべき情報という」)が推測可能な場合には、公にされることにより、権利利益が害されるおそれがあるものと判断される」との記述は、末尾に「なお、この「害されるおそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性であることが求められる。」との「なお書き」があっても、「秘匿すべき情報」に「権利利益が害されるおそれ」がかかり、これが「推測可能」な場合には「害されるおそれ」があると判断されるとするもので、事実上、「害されるおそれ」の要件を形骸化することになりかねず、不当である。

しかも、「害されるおそれがあると判断される」可能性がある例として掲げるものの うち、とりわけ、「原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する秘密の情報 であって、公にすることにより当該情報が競争相手に知られ、正当な利益を害する蓋 然性が高いもの」をあげているのは、本制度の運用においてその趣旨を失わせかねな い考え方であり、不当である。このような例示を掲げるべきでない。

とりわけ、「原燃料」との記載が原料及び燃料の趣旨であり、高炉による製鉄業などにおいて省エネ法の定期報告情報の非開示取り扱いを続けていることを念頭においた記載であるとすれば、既に、CO2 に換算される原燃料構成が情報公開対象である前記名古屋地裁及び大阪地裁判決において、これらは該当しないと判断されていることを無視したものである。

即ち、これらの判決において、燃料別使用量が開示されると、

- ① 製造原価が推計されることにより、競業他社による低価格戦略を誘発するおそれ
- ② エネルギー効率化技術の水準等を推測されることによる不利益
- ③ 燃料等の調達需要を推知されることによる不利益

等があるとする国(経済産業省)の主張は、個別事業所ごとにも検討をした上で、 そのような蓋然性は認められないとして開示が命じられている。

代替フロン類についても同様に、物質ごと事業所ごとに報告・通知・公表されなけれ ばならない。